

第6章 ミャンマー市場経済移行期のコメ流通 - その制度と実態の変容 -

著者	岡本 郁子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	546
雑誌名	ミャンマー移行経済の変容：市場と統制のはざま で
ページ	231-271
発行年	2005
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00042836

第6章

ミャンマー市場経済移行期のコメ流通

——その制度と実態の変容——

岡本 郁子

はじめに

コメ⁽¹⁾流通の制度設計は独立以来ミャンマー政府の重要な政策課題のひとつである。これは歴代政権にとっての食糧安全保障、財源・外貨収入源としてのコメの重要性を映している。コメは国民の主穀である。1人当たり平均年間精米180キログラムという消費水準（Thein Myint [1997: 7]）が示すように、近隣アジア諸国に比しても国民の食生活におけるコメ依存は著しい。それがゆえに、コメの安定供給こそが政権安定化の鍵であるとの認識は歴代政権に根強い（Mya Maung [1998: 109]）。社会主義期には、一般消費者を対象とするコメ配給制度と、それを支えるために農家から直接コメを調達する強制供出制度が導入され、コメの全量管理体制が構築された。さらに、コメ輸出は国家が独占し、1960年代まで重要な外貨収入源でもあった。社会主義期から現在まで、ミャンマーの農業政策といえば米穀政策を指してきたといっても言い過ぎではない。

1980年代末に、経済全体の市場経済への移行に先駆けて、農産物流通の自由化が敢行された。まず、1987年9月に国内流通が自由化され、その1年後の1988年10月に農産物の民間輸出が認可された（岡本 [2001]）。この自由化に

よって、流通の完全自由化が達成された作物があった一方で、本来同改革の眼目であったコメは、特定グループに対するコメ配給継続とそれを支えるための供出制度の復活、また輸出の国家独占の継続と、ミャンマー農産物交易公社⁽²⁾ (Myanmar Agricultural Produce Trading: MAPT) を中心とする国家主導型流通体制が敷かれた。これを「第1の自由化」と呼ぼう。

そして、この自由化から16年を経た2003年4月、さらなるコメ流通の自由化が打ち出された。「第2の自由化」である。この自由化では、特定グループへの配給制度と供出制度が撤廃された。当初の改革案には、民間輸出解禁も柱として組み込まれ、外貨収入を政府と民間で折半することになっていた。しかし、2004年1月にコメ配給制度の廃止が決定されると同時に、民間輸出は凍結された。第2の自由化は、社会主義期以来40年ぶりとなる国内流通の完全自由化を達成したという意味で画期的なものであった。しかし、それと同時に、政府がコメの本格的な輸出自由化に踏み切る用意がないことを示す結果となったのである。

以上のような、市場移行期のコメ流通の制度と実態の変容はこれまで十分明らかにされてはいない。第1の自由化後のコメ流通制度に関する論考としては、高橋 [2000]、岡本 [1993]、MOAI [2000]、Tin Htut Oo and Kudo eds. [2003] などがあるが、いずれも制度的な概要を論じるにとどまっており、流通の発展過程や公的・民間部門の相互関係などに踏み込んだ分析は行われていない。そこで本章は、市場化後のコメ流通制度と実態の変容の詳細かつ具体的な検証を通じて、コメ流通改革を貫く政策論理を明らかにし、ミャンマーのコメ流通部門の発展における自由化の意義を考察することを主たる目的とする。とりわけ、第1の自由化後の公的部門がいかなる形で維持され、どのような性格をもったのか。また、その公的部門のあり方が、民間流通の発展にいかなる影響を及ぼしたのか。本章は、これらの側面に注目しながら、市場移行経済期のコメ流通を評価しようというものである。ただし、本章では、第2の自由化に関しては、本格的な評価は時期尚早と考えるため、若干の検討を加えるにとどめることにする。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では第1の自由化後の公的流通制度の内容、制度改変の背景と要因、問題点を述べる。第2節では民間流通部門の発展過程と問題点を明らかにする。第3節では、第2の自由化の内容と意義を検討する。最後にそれまでの議論をまとめ結論にかえる。

第1節 第1の自由化と公的流通部門の変容

1. 自由化後の制度

社会主義期のコメ流通制度は、一般消費者を対象とするコメ配給制度、それを支える供出制度、そしてコメの国家輸出独占体制で特徴づけられた。それでは、第1の自由化によってこれらの三つの制度がどう変わったのか。本項では、この点を順に整理、検討していく。

(1) コメ配給制度

第1の自由化によって、一般消費者を対象とするコメの配給制度は撤廃された⁽³⁾。かわって、公務員、軍人などの特定グループ（通称 Budget Group、または Target Group）を対象とする配給制度が導入された。配給対象を大きく絞ったことによって、総配給量は、通常年の場合、年間精米60万～80万トンと社会主義期に比して100万トン近く減少した（表1）。この配給は、約6割が公務員、3割が軍部（家族を含む）、残りが病院などの諸機関に向けられて実施された⁽⁴⁾。

社会主義期の配給制度⁽⁵⁾では、米作農家を除く一般消費者に対して、通常年の場合、大人（12歳以上）月々12.6キログラム（6ピーー〈1ピーー=2.1キログラム〉）、小人（12歳未満）6.3～8.4キログラム（3～4ピーー）が配給されていた（Mya Than and Nishizawa [1990:104]、高橋 [1988:58]）。1人当たり平均年間消費量（大人）を現在と同じ180キログラムとすると、その84%に相

表1 コメ配給量の変化

(単位：1,000トン)

	籾米 供出量	配給量		配給量の供出量に 占める割合 (%)
		精米	籾米換算	
1980/81	4,259	1,618	3,236	76.0
1983/84	4,145	1,709	3,418	82.5
1987/88	564	574	1,148	203.5
1988/89	1,672	556	1,112	66.5
1989/90	1,482	869	1,738	117.2
1990/91	1,851	751	1,502	81.1
1991/92	2,095	616	1,232	58.8
1992/93	2,222	770	1,540	69.3
1993/94	1,939	711	1,421	73.3
1994/95	2,034	744	1,487	73.1
1995/96	1,934	769	1,539	79.5
1996/97	1,522	822	1,643	108.0
1997/98	1,601	773	1,546	96.6
1998/99	2,200	668	1,336	60.7
1999/00	2,212	616	1,232	55.7
2000/01	2,126	585	1,169	55.0
2001/02	2,119	569	1,137	53.7

(注) 換算比率は50%。

(出所) 供出量は Ministry of National Planning and Economic Development [various years], および MAPT 内部資料。

配給量は1980/81, 1983/84年度: MAPT [2003: 222-23], 1987/88~1992/93年度: Ko Ko Gyi [1994: Table 5], 1993/94~2001/02年度: MAPT 内部資料。

当する十分な量が配給されていたことになる。さらに、配給価格は1962/63年度~1986/87年度の平均で、自由市場価格の約50%程度水準に設定され、かつ1978年からは10年間据え置かれた⁽⁶⁾。消費者としての国民は厚く保護されていたといえる。

一方、自由化後は、特定グループに対して、独身者に1月当たり25.2キログラム(12ピー)、既婚者に29.4キログラム(14ピー)が配給された。したがって、1人分の消費量としては十分すぎる量が配給されていたことになるが、世帯構成によっては社会主義期よりも配給量は減少したことになる。配給価格は1988~2001年の平均で市場価格の21%⁽⁷⁾に設定され、無料⁽⁸⁾のケースもあった。社会主義期に比して量が減少した分を補うべく、価格を抑え

た形の配給となったといえよう。

(2) コメ供出制度

配給量の減少に応じて、それを支える供出制度も縮小された。供出義務は雨期に栽培されるコメ（雨期米）に課されたが、その農家当たりの割当量は、社会主義期の1エーカー当たり30～40バスケット（1バスケット=20.9キログラム）（1.5～2.1トン/ヘクタール）から、平均で10～12バスケット（0.5～0.6トン/ヘクタール）に削減された。この結果、自由化前後で総生産量に占める供出量の割合は約3分の1に減少した（表2）。

ただし、上記の負担率の減少を除けば、供出制度の仕組みは社会主義期のそれと大きくは変わらなかった。通常年の場合、雨期の田植えシーズンの前後に農家はMAPTと供出契約を結び、その代金を前払いで受け取る（岡本[2004: 168]）。この供出価格が市場価格よりも平均で40～60%程度の水準に抑制された点も、社会主義期と同様である（図1）。

(3) コメ輸出体制

1988年に豆類など他の主要農産物に民間輸出が認可されたのとは対照的に、コメはMAPTの輸出独占体制が継続した。政府は配給優先のスタンスをとり、輸出には配給後に残った供出米が充てられた。その輸出量は社会主義期に比してもきわめて低水準にとどまった（表2）。

政府が輸出独占を通じて直接的に輸出量をコントロールし、国内市場と輸出市場を分断した結果、国内米価は国際米価と大きく乖離した。この点は本書第5章で詳しく論じたとおりである。国内米価を市場為替レートで換算すると、自由化後の平均で国際米価の60%、2000～01年の市価暴落時には40%の水準にまで落ち込んだ。国際米価は過去20年にわたって低下傾向にあるが、ミャンマーの国内米価は常にそれより大幅に低く推移してきたのである。

表2 市場流通量

	生産量 (A)	控除量 (B)				
		供出量 (b)	比率 (%) (b/A)	種子	ロス	自家消費
1971/72	8,189	2,245	27.4	514	514	7,528
1976/77	9,335	2,889	30.9	524	524	7,538
1980/81	13,340	4,259	31.9	530	530	7,384
1981/82	14,170	4,355	30.7	527	527	7,402
1982/83	14,397	4,111	28.6	504	504	7,395
1983/84	14,312	4,145	29.0	499	499	7,413
1984/85	14,279	3,731	26.1	508	508	7,406
1985/86	14,341	4,156	29.0	506	506	7,354
1986/87	14,150	4,263	30.1	500	500	7,363
1987/88	13,658	564	4.1	482	482	7,402
1988/89	13,186	1,672	12.7	494	494	7,447
1989/90	13,826	1,482	10.7	504	504	7,551
1990/91	13,748	1,851	13.5	511	511	7,579
1991/92	12,993	2,095	16.1	499	499	7,589
1992/93	14,603	2,222	15.2	530	530	7,648
1993/94	15,500	1,939	12.5	587	587	7,694
1994/95	17,908	2,034	11.4	613	613	7,737
1995/96	17,669	1,934	10.9	634	634	7,772
1996/97	17,397	1,522	8.7	607	607	7,810
1997/98	16,391	1,601	9.8	597	597	7,829
1998/99	16,808	2,200	13.1	607	607	7,869
1999/00	19,808	2,212	11.0	649	649	7,908
2000/01	20,987	2,126	10.0	657	657	7,948

(注) (1) 種子、ロスは1エーカー当たり2バスケット。

(2) 自家消費は、農家世帯数×5.5人(1999年サーベイ全国平均世帯規模)×15バスケット帯増加率の平均を用いて推計。

(3) 輸出力は白米と破砕米合計。

(4) 輸出力の粗米換算の比率は67%を仮定。

- (出所) ① 自家消費量推計のための農家戸数: Ministry of National Planning and Economic Development
 ② 供出量: Ministry of National Planning and Economic Development [various years], および
 ③ 生産量, 耕作面積: MAOI [2001], および MAS 内部資料。
 ④ 輸出: Central Statistical Organization [1991] [1998] [2001], Tin Htut Oo and Kudo

推計（粳米ベース）

（単位：1,000トン）

市場流通量 (C=A-B)		輸出 (D)			
		精米	粳米換算 (d)	供出量に占める割合 (%) (d/b)	生産量に占める割合 (%) (d/A)
	比率 (%) (C/A)				
(1,585)	(31.9)	831	1,240	55.3	15.1
(2,140)	(22.9)	646	964	33.4	10.3
637	4.8	703	1,049	24.6	7.9
1,358	9.6	701	1,046	24.0	7.4
1,882	13.1	711	1,061	25.8	7.4
1,756	12.3	906	1,352	32.6	9.4
2,126	14.9	634	946	25.4	6.6
1,818	12.7	594	887	21.3	6.2
1,523	10.8	604	901	21.1	6.4
4,728	34.6	320	478	84.7	3.5
3,080	23.4	48	72	4.3	0.5
3,785	27.4	169	252	17.0	1.8
3,296	24.0	134	200	10.8	1.5
2,312	17.8	183	273	13.0	2.1
3,672	25.1	199	297	13.4	2.0
4,693	30.3	261	390	20.1	2.5
6,911	38.6	1,041	1,554	76.4	8.7
6,695	37.9	354	528	27.3	3.0
6,852	39.4	93	139	9.1	0.8
5,765	35.2	28	42	2.6	0.3
5,524	32.9	120	179	8.1	1.1
8,390	45.7	69	103	4.7	0.5
9,600	45.7	251	375	17.6	1.8

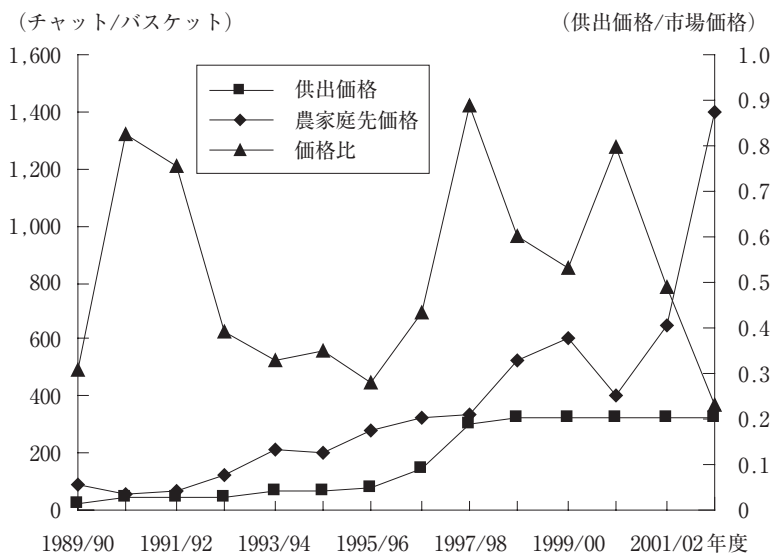
で計算。ただし、1998/99～1999/2000年度は農家世帯数のデータがないため、それまでの世

ment [various years]。

よび MAPT 内部資料。1979/80～1994/95年度までは協同組合の買上げも含む。

eds. [2003: Table 15]。

図1 供出価格・農家庭先価格および価格比の変動



(出所) MAPT 内部資料, 筆者調査, 高橋 [2000] より筆者作成。

2. 自由化の背景と規定要因

それでは、第1の自由化はいかなる背景・要因に規定されたのか。一言でいうならば、コメの政治財としての性格が大きく影響した。すなわち、低米価安定供給が政情不安を回避するための重要なファクターとして位置づけられ、そのための体制をいかに構築するかに政策改変のポイントが置かれたのである。

第1の自由化には、大きく二つの背景要因があった。ひとつは、財政赤字の問題である。すでに述べたように、社会主義期の配給制度は、一般消費者を対象としていたため、配給対象者は人口の自然増で年々増加し、同制度に絡む財政赤字は膨張を続けた。たとえば、配給・供出を担当したMAPTの収支をみると⁽⁹⁾、1981/82年度に黒字のピークを迎えた後(約2億チャット)、

収支は急激に悪化しはじめ、1985/86年度には赤字（約2億2000万チャット）に転落した（MAPT [1991: 74]）。次に述べるような農家の生産意欲低下への対応策として、供出価格を引き上げることも1980年代半ばには困難になっていたとみられる。

ふたつには、農家の生産意欲の低下である。このコメ配給を支える供出制度自体が、農家の生産意欲を著しく削ぐものとなった¹⁰⁾。供出制度は社会主義期にその内容が数度改定されたが、1980年の半ばには、国家が生産余剰をすべて吸い上げるといふ、農家にとってもっとも厳しい内容をもつに至った。また、同制度は価格面でも農家に重い負担を強いた。市場米価は1980/81年度から1986/87年度の間にはほぼ2倍になったのに対し、供出価格は同期間一度も引き上げられていない（Saito and Lee Kin Kiong [1999: 99]）。高橋 [1992: 93] は強制供出制度の維持が農民の「誠意」と国家の「強制」によって支えられていたが、1980年初めから強制ばかりが目立ち、1987年には農家の不満は爆発寸前になっていたとしている。徹底した供出圧力のもとで、農家は生産意欲を喪失し、厭農感すら広がっていたのである。

こうしたなかで、自由化前年の1986/87年度に低米価安定供給策が大きな失敗をみたことが、制度改変に直接的な契機を与えた。同年、市場米価が著しく高騰したのに対し、政府は協同組合によるコメ買付制度を新たに導入し配給米の調達強化を試みた。加えて、自由市場でのコメ流通禁止の通達を出し米価統制もいっそう強化した（河田 [1988: 8]）。しかし、いずれもうまくいかず、統制のみに依存する低米価安定供給体制の行き詰まりが浮き彫りとなったのである。

そして、農産物全体の流通自由化後まもなくコメ流通制度のみに変更が加えられたのも、低米価安定供給の観点からそれが必要であったからである。一般消費者へのコメ配給制度はとりやめても、政権基盤の安定のために軍人・公務員に対するコメ配給の継続は必要と判断された。当初、この配給には地租および商業税として新たに徴収した籾米を充当することが考えられた¹¹⁾。ところが、1988年をピークとする民主化運動の高まりから、新しい徴

集体制はうまく機能せず、実際の調達量は目標を大きく下回るものであった。そこで、翌年度から強固な制度基盤をもつ供出制度が復活された。社会主義期に比して「強制」の度合いを弱め、農家の「誠意」に耐えうる範囲でコメを確実に調達しようとしたのである。この供出制度で集荷されたコメが、その後数年間「誠意のコメ」と呼ばれたという事実（岡本 [1993: 107]）が如実にそれを物語っている。

一方、輸出の国家独占は、配給の対象から外れた一般消費者に対する米価安定のための政策手段と位置づけられた。農産物の民間輸出自由化が打ち出されたのは1988年の民主化運動のピークの2カ月後であり、当時の不安定な政治情勢は一般国民に対する米価安定を強く要請した。このため、国家の輸出独占体制を崩すことはできず、コメの民間輸出解禁は見送られたのである。

むろん、コメ輸出独占が政府の直接的な外貨獲得源としての意味ももったことは確かである。国際価格の25~30%の水準にすぎない価格で集荷した供出米を輸出に向けることで、政府は大きな利鞘を得ることができた。輸出量は低水準にとどまったとはいえ、輸出1単位当たりの外貨収入は大きかったのである。政府が供出価格を低く維持するインセンティブはここにもあったとみられる。

国内市場が一定の安定をみせはじめた1990年代後半、政府はコメ輸出による外貨獲得意欲をより強くもちはじめた可能性がある。これは1998/99年度以降、配給はむしろ減少傾向にあったのに対し、供出量は増加した事実からうかがえる（表1、表2）。供出が特定グループへの配給のみを目的としていたのならば、後に述べるようにコメ不足地域までを対象として供出増をはかる強い必要性はなかったと考えられるからである。

以上のように、自由化後のコメ流通制度も低米価安定供給を柱とし、政策論理において社会主義期と何ら抜本的に変わるところはなかった。しかしながら、自由化後のこの体制がその後16年間維持された背景は、ひとつには、社会主義期のコメ流通制度の大きなネックであった財政赤字の問題が自由化後軽減されたことにある。先にあげた MAPT の収支でみた場合、1986/87年

度には約3億5000万チャットの赤字だったが1989/90年度には3億1000万チャットの黒字に転換した¹²⁾。また、農家の生産インセンティブの面では、次項にみるように統計上よりも供出軽減効果はそれほど大きくなかった可能性はある。しかし、市場販売量が社会主義期よりも増加したことは確かであり、それが公私価格差から生じる農家負担増をある程度緩和し、少なくとも社会主義期末期のような農家の生産意欲の極端な低下までには至らなかったのである。

3. 自由化後の公的流通部門の問題

これまでみてきたように、第1の自由化後の公的流通部門も、社会主義期に引き続き低米価安定供給を一義的な目的とし、三つの制度（供出制度、特定グループへの配給制度、国家輸出制度）を用いてそれを達成しようとしてきた。本項では、その過程において生じた問題を、集荷、精米加工、配給・輸出の三つのプロセスに分けて検討する。

(1) 集荷における問題

自由化後の供出制度においては、マクロ統計でみるかぎり農家負担は軽減された。しかし、実際には、供出制度を通じた集荷は、以下のような問題点をもった。

第一には、供出量の設定が単位面積当たりの定量であるために、相対的に生産性の低い農家や販売余剰が少ない農家に不利であったという点である。すなわち、社会主義期の余剰をすべて吸い上げる制度とは異なり増産インセンティブが働くという利点がある反面、それは裏を返せば同一地域内の個別農家の生産性格差や天候による収量変動を反映しないからである。

第二に、図1の価格動向は、両価格の乖離拡大が供出米確保に支障をきたすような段階になって初めて公定価格の見直しが行われたことを示している。自由化前後の公定価格と市場価格の比率を比較すると、社会主義期（1962～

86年平均)が54%であったのに対し、自由化後の平均(1987~2003年平均)も52%であった(Saito and Lee kin Kiong [1999: 99])。したがって、価格の観点からみると、農家負担の重さは社会主義期に比して著しくは減少していないことになる¹³⁾。

第三には、コメ増産政策の負の効果として生産量の統計に上方バイアスが存在する可能性が高いことと関連する。すなわち、地域によっては真の生産量は公式統計値よりも小さく、したがって農家当たりの実質的な負担は統計上より重い可能性があるのである。

第四には、運搬コストの増加である。農家からの買上げは、町や村落内に供出所が収穫期間の始まる10月以降3月頃まで設置され、各農家が指定の供出所にコメを運搬するという仕組みとなっていた。しかし、社会主義期に比して供出所の数が減少したため、農家は以前よりも遠方の供出所まで運搬しなければならず、運搬費負担が重くなった地域が多い(高橋 [2000: 191])。

第五には、農家が供出所で直面する数々の追加的成本である(高橋 [2000: 56, 191])。MAPT職員による賄賂要求が頻発し、目に余るとしてMAPT職員が逮捕されるケースもあった。農家の一部は、専門ブローカーに一連の供出作業を委託することで、そのコストの抑制を図った。たとえば、ヤンゴン管区トングワ郡では(1999年)、供出100バスケット当たり8バスケット(8%)が手数料としてブローカーに支払われていた。すなわち、個別農家は供出所でそれを上回る負担を強いられたことを示唆している。

第六には、供出対象地域の拡大による農家の負担増である。供出の地域的シェアをみると(表3)、コメ余剰地域(エーヤーワディ、バゴ、ヤンゴン、モン)の比率が高いのは当然として、ここで注目されるのは、1993/94年度以降のコメ不足地域(残りの州・管区)のシェアの増加である。コメ不足地域の農家当たりの供出負担量は余剰地域よりも低く設定される¹⁴⁾ことが多かったにもかかわらず、コメ不足地域のシェアが増加しているのである。これは全国的なコメ増産政策の推進にともなって、本来コメ生産は自給用であった地域・農家に対しても供出義務が厳しく課されるようになったためとみら

表3 コメ供出総量に占める地域別シェア

	(%)							
	1991/ 92	1992/ 93	1993/ 94	1994/ 95	1995/ 96	1996/ 97	1998/ 99	1999/ 2000
コメ不足地域	12.9	11.0	21.2	16.6	22.4	28.1	18.7	25.0
コメ余剰地域	87.1	89.0	78.8	83.4	77.6	71.9	81.3	75.0
エーヤーワディ	47.5	55.1	38.9	42.4	37.5	40.8	42.7	35.5

(注) 不足地域とはカチン、サガイン、マンダレー、カイン、カヤ、シャン、マグエ、ヤカイン、タニンダーイーの各州管区。

余剰地域はエーヤーワディ、バゴー、ヤンゴン、モンの各管区。

(出所) MAPT 内部資料。

れる。

第七には、供出義務量の硬直性である。各地域に対する供出割当量は前年度実績や生産の実情をふまえて郡、県レベルで案を策定するという建前にはなっていた。しかし、実際にはよほど特殊な事情がないかぎり前年度を下回る目標設定は難しく、供出量の維持・増加を促す政権上部の圧力が常に存在していたとみられる。

第八には、行政効率の問題である。実際の農村部での供出業務遂行には、MAPT だけでなく地方の末端行政機関全体¹³⁾が関わり、農家に対し供出義務履行に常に強い圧力をかけることが要請された。供出目標達成の見込みが芳しくない場合は、郡の公務員総出で各村落をまわり圧力をかけることも珍しくはなかった。供出制度の維持に偏った、過剰な行政努力が向けられていたのである。

そして最後に、供出米の品質問題である。農家は、低い供出価格への必然的な対応として、供出に品質の劣る籾米（不十分な乾燥や意図的な異物の混入などを含め）を向け、良質のものを市場で販売した。このため、社会主義期に引き続き（高橋 [1992: 93-94]）、供出米の品質は大きな問題となった。また、供出所では品種別の集荷が原則であったが、実際には品種管理はずさんであり、さまざまな品種が混交することが多かったとみられる。仮に籾米は良質であったとしても、複数の品種が混交した状態で精米すれば、精米品質は著

しく劣化するため、結果的に公的部門を通じて流通するコメの品質は劣悪なものとなった。

(2) 精米加工における問題

供出制度を通じて農家から集荷された粳米の精米加工は、MAPT 所有の精米所が行うか、民間に委託された。MAPT はコメ主産地を中心に68の精米所を所有した(2000/01年度)が、これらの多くは日本または国際機関の援助で1980年代に建設されたものである。MAPT 精米所は、精米能力日産100トン規模のものが多く、精米能力50トン以下が中心の民間精米所よりも相対的に規模は大きい。しかしながら、MAPT 精米所だけでは全供出米の精米加工は不可能であったため、民間委託が行われた。表4には自由化後の供出米精米のMAPTと民間のシェアを示したが、MAPT 所有精米所の精米シェアは平均で32%にすぎず、精米加工の民間依存度がきわめて高かったことがわかる。

表4 MAPT 所有およびMAPT 契約精米所の精米量の変化

年度	供出量 (100万バ スケット)	MAPT 精米所		契約民間精米所		MAPT 精 米所のシ ェア (%)	供出量に おける精 米作業比 率 (%)
		粳米 (100万バ スケット)	精米 (100万ト ン)	粳米 (100万バ スケット)	精米 (100万ト ン)		
1988/89	85.10	14.70	0.18	46.10	0.58	24.18	71.4
1989/90	63.00	19.10	0.24	59.20	0.78	24.39	124.3
1990/91	72.10	19.60	0.24	40.40	0.53	32.67	83.2
1991/92	74.70	20.30	0.25	45.90	0.59	30.66	88.6
1992/93	76.50	25.00	0.31	57.70	0.75	30.23	108.1
1993/94	92.30	27.00	0.34	50.90	0.67	34.66	84.4
1994/95	97.30	32.10	0.40	76.50	0.97	29.56	111.6
1995/96	92.90	27.40	0.35	67.10	0.85	28.99	101.7
1996/97	73.00	22.60	0.28	49.90	0.65	31.17	99.3
1997/98	44.70	21.70	0.27	37.20	0.48	36.84	131.8
1998/99	105.30	26.20	0.33	46.00	0.61	36.29	68.6
1999/00	105.83	30.90	0.38	53.30	0.69	36.70	79.6
2000/01	101.74	28.10	0.35	51.80	0.67	35.17	78.5

(出所) Tin Htut Oo and Kudo eds. [2003: 114] をもとに筆者作成。

自由化後、供出量が減少したにもかかわらず、民間部門への高い依存が続いた背景には、MAPT 精米所の精米能力の低下がある。そのひとつの原因は、MAPT 精米所の設備老朽化である。これは、民主化運動後の政府開発援助の停止によって設備のリハビリがほとんど実施されなかったことが大きい。また、慢性的な電力不足のため電力を動力源とする多くの MAPT 精米所の稼働率が著しく低下したことも影響している。なかには、24時間の精米能力をもちながらも、停電のため6～10時間の操業にとどまっていたものもある¹⁶⁾。

そして、供出米精米の最大の問題点は、民間委託に際し精米料が相場の2分の1から3分の1に低く設定されたことにあった。たとえば、1998/99年度では供出米精米料は1バスケット当たり10チャットであったのに対し、民間の精米料は20～30チャットであった。政府は、配給・供出に関わる財政支出の抑制のために、精米料を低く抑えつづけた。配給制度の維持のために、農家だけでなく民間精米業者も負担を強いられてきたことがわかる。

(3) 配給・輸出における問題

(1)で指摘した供出米の品質の問題は、具体的には二つの問題となって現れた。ひとつは、供出米の品質が著しく劣るために、政府のコメ配給が受給者に十分な恩恵を与えるものではなくなったということである。先にみたように、自由化後の配給制度は量、価格水準からすれば受給者には十分メリットがあったといえる。しかし、その劣悪な品質によって、配給米の家庭での消費は実際には少なくなり、飼料用などとして配給後直ちに商人に販売されることが一般的となった¹⁷⁾。後にみるように、自由化後、市場でさまざまな品種・価格のコメが容易に入手可能になったことも、その傾向に拍車をかけたとみられる。この結果、この配給制度は政府の所期の目的を十分果たさないものとなっていった。

ふたつには、この供出米の品質問題が、ミャンマー米の輸出先を限定してきたという点である。輸出先をみると(表5)、地域的には南アジア、アフリカ、東南アジアのシェアが高く、低品質米の需要が相対的に多いとみられ

表5 ミャンマーのコメ輸出先のシェア（総量ベース）

	(%)										
	1990/ 91	1991/ 92	1992/ 93	1993/ 94	1994/ 95	1995/ 96	1996/ 97	1997/ 98	1998/ 99	1999/ 00	2000/ 01
東南アジア	11.2	25.7	2.0	6.1	61.0	73.7	50.5	3.6	55.0	36.4	18.3
南アジア	49.3	26.2	37.7	18.8	9.5	7.3	21.5	96.4	15.8	41.8	69.3
その他アジア	0.0	4.9	0.0	3.1	0.0	5.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0
アフリカ	29.9	43.2	57.3	66.7	26.5	6.5	26.9	0.0	25.8	0.0	10.0
中東	2.2	0.0	3.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
南北アメリカ	7.5	0.0	0.0	0.0	1.4	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ヨーロッパ	0.0	0.0	0.0	4.2	1.5	0.0	1.1	0.0	2.5	21.8	2.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) Central Statistical Organization [1997] [2001]。

る低所得国が中心となっている。加えて、輸出先は年度によってかなりばらつきがみられる。もともと世界のコメ市場流通量は総生産量に比してきわめて小さい「薄い」市場であることは確かであるが（辻井 [1988: 230-231]）、ミャンマー米は公的流通に依存する輸出体制が大きく影響して、安定的な需要を得ることができなかったといつてよからう。

第2節 第1の自由化と民間流通部門の変容

1. 民間流通の発展過程

第1の自由化後、配給制度・供出制度が縮小したことによって、一般消費者に対するコメ供給は民間部門が担うこととなった。第1の自由化では、民間業者の精米業、粳米・精米販売業の参入規制が撤廃された。また、社会主義期に存在した地理的な取引規制も原則撤廃された（岡本 [2004: 165-166]）。

1990年代のコメ増産政策が一定の成果を上げたことに加え¹⁸⁾、公的部門が縮小したことで、コメの市場流通量は一貫して増加した。国内市場流通量は、1990年代末までに生産量の30~40%の高い水準に達している（表2）¹⁹⁾。本項

では、この市場流通量の拡大過程において、民間流通部門がいかなる形で発展してきたかを、とくに質的变化に注目しながら述べることにする。

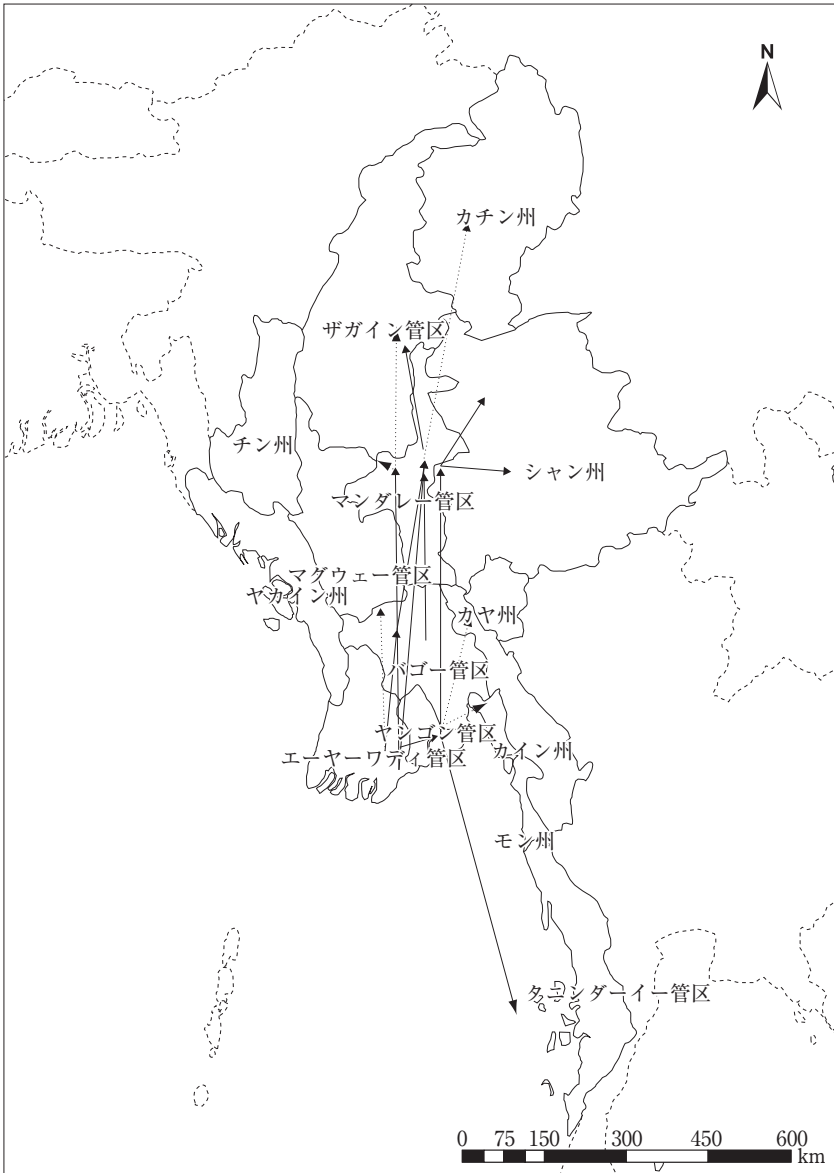
まず、第一の変化は広域流通の成立である。改めていうまでもなく、多様な農業環境を有するミャンマーでは米作適地ばかりではなく、コメは余剰地域から不足地域へ移出される。大きな取引フローは、下ミャンマーから上ミャンマー²⁰⁾、または下ミャンマーから沿岸部への移出である。さらに、山間部辺境地域には上ミャンマーを経由して再移出される(図2)。このなかで、国内流通の中核的機能を担っているのは、首都ヤンゴンである。人口約400万人のヤンゴンにはデルタ地域を中心とする主産地から精米が集まり、その量は年間300万~340万トンにのぼる(2000~02年平均)(MOAI [various issues (monthly)]。これは表2に示した市場流通量の34%にあたる。いったんヤンゴンに集められたコメは、上ミャンマーのほか、沿岸地方のタニンダーイーにも移出される。社会主義期には政府の監視の目をかいくぐりながら細々と流通していたコメが、広範囲にかつ大量に流通するようになったのである。

広域流通の成立は、各地域の価格変動の動きである程度確認できる。図3に6地域の同品質のコメの価格変動を示す(2002年)。このうち、ヤンゴン、モーラミヤイン、ピーがコメ余剰地域、マンダレー、パコックが上ミャンマーのコメ不足地域、タウンジーは山間部コメ不足地域の重要な集積・中継市場である。同図の価格トレンドから国内市場が連動していることがわかる。ただし、コメ不足地域(マンダレー、パコック、タウンジー)は余剰地域(ヤンゴン、モーラミヤイン、ピー)よりも米価が高く推移している。

第二には、増大する市場流通量を支えた精米所・商人の新規参入である。

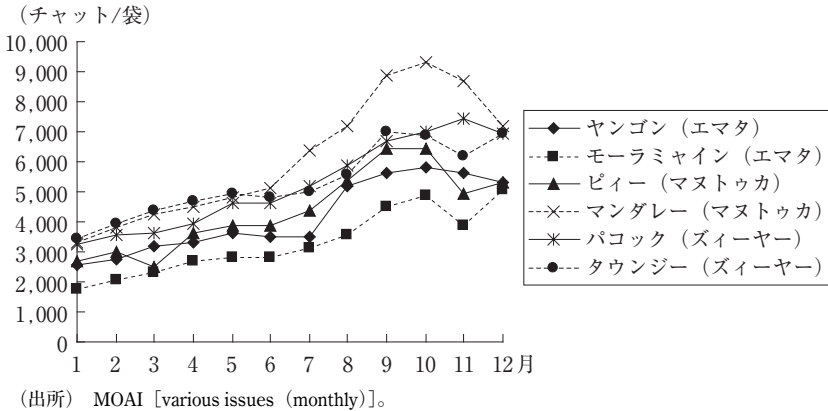
まず、民間精米所は1990年代を通じて全体的には増加をみたといってよい。これは主に農村内の小規模精米所(精米能力15トン以下)の増加によるところが大きい。これら小規模精米所の正確な数は不明であるが、農村などでの聞き取りに基づくと、コメ産地の場合、村落(village tract)内に最低1、多い場合には4~5の小規模精米所があるとみられる。たとえば、筆者が調査した64の村落区からなるヤンゴン管区トングワ郡²¹⁾の場合、小規模精米所の

図2 米フローの概略図



(出所) 筆者作成。

図3 地域別米価の変動（2002年）



数は約200であった。単純計算すれば、平均で1カ村当たり3.1精米所が存在することになる。仮に、稲作の比重が高いエーヤーワディ、パゴー、モン、ヤンゴン、マンダレー管区では、村落区当たり精米所が二つ存在すると仮定すると、その数は1万4240にも達する。実際には、一つの村落区には複数の小村落を含むことが多いので、これは控えめな推計である。こうした小規模精米所は、設立が公式に認可された1992～93年頃より急激に増加した。これらの精米所のなかには市場での精米販売を手がけるものもあるが、主体は村内消費向けの精米加工サービスを提供する精米所である。多くの精米所の保有者が農家であり、潤沢な資金的裏付けがないことが多いため、精米機械の性能は概して良くない。このため、こうした精米所の精米品質は一般に良質ではなく、同じコメ品種（とくに高品質米の場合）でも市場での評価が低いこともある。

また、米穀商の新規参入も活発であった。筆者が調査を行った²²全国各地の8主要市場（パテイン、ジャボン、モーラミヤインジュン、ミヤウンミヤ、ヤンゴン、ビー、マンダレー、パコック）の計46人の卸売商の参入年をみると、1987年以前5人（10.9%）、1987年以後39人（84.8%）、不明2人（4.3%）と圧倒的に自由化以後の参入となっている。広域流通ネットワークの確立や市場

流通量の増大を背景に、新規参入は1990年代末からいっそう加速した。

第三の変化は、国内市場構造における、高級米志向、すなわちコメの品種・産地差別化の萌芽である。

1990年代以降も、ミャンマーの国内コメ市場は、低中級米を中心とする構造自体には変化がなかった。低中級米に分類されるエマタ・ガセイン・グループ（形状別品種部類²³）のコメの総生産量に占めるシェアは大きく（図4）、市場流通量にも当然大きな割合を占めている。これらは個別品種名で取引されることは希で、その市場価格は相対的に低く（図5）、低・中所得階層の需要はここに集中する。とりわけ低級米のガセイン・グループは、近年加工用需要も増加しているが、食用としては一般に上ミャンマー、とくに相対的貧困地域での需要が大きい。ガセイン・グループの米は一般に「粗い」コメと呼ばれるが、炊いたときに嵩が増すので貧困層に好まれる。すなわち、食味よりも「腹を満たす」コメに対する需要が依然として大きい。

図4 形状別品種ごとの生産量の変化

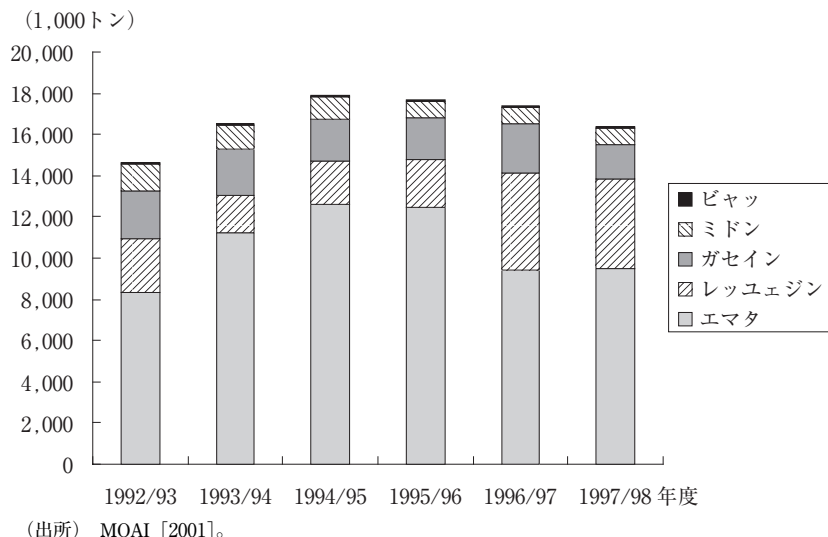
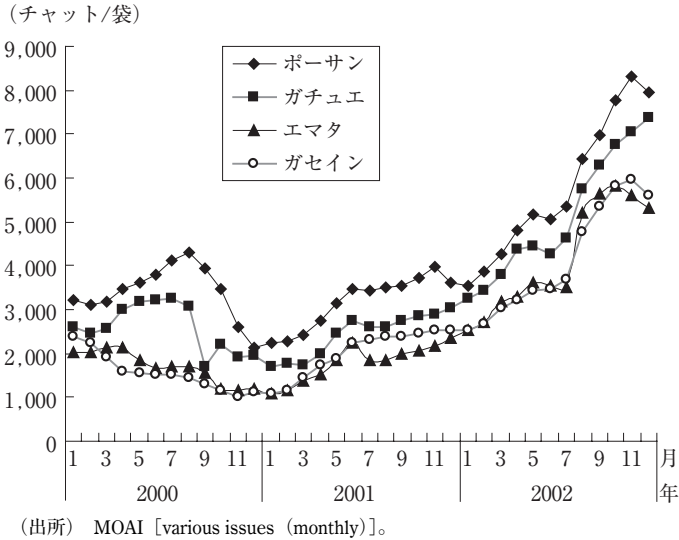


図5 ヤンゴンにおける品種別卸米価の変化



しかし、1990年代以降、一定の付加価値をもつ特定の品種に関して、形状別分類はなく個別の品種名、さらにはその品質、産地名に応じた細かい価格付けが行われ、商品差別化が進んだ。そのもっとも端的な例がデルタで産出される高級米のポーサムエ（香り米の一種）である。ポーサムエは形状別分類ではミドン・グループに属する。同種の価格変動をみると（2000～02年）、ポーサンはエマタ価格よりも平均で76%、最高で188%、最低で24%高い水準で推移している（図5）。実際の市場取引では、産地別・品質ごとにさらにきめ細かな価格づけが行われている。たとえば、ポーサムエのなかでも、エーヤーワディ管区ピャボン郡で生産されるピャボン・ポーサン、次いでパテイン近辺で生産されるエーヤーワディ・ポーサンは、通常品質のポーサムエの10～20%程度高い価格で取引されている（MOAI [Jan.-Dec. 2002]）²⁴。

消費者の品質志向がもっとも顕著なのは最大の消費地、ヤンゴン市場である。同市場では高品質米を主に扱っている卸商を中心に、特定の卸商のブラ

ンドが価値をもちはじめた（すなわち、特定ブランドが高品質との認識が消費者に拡がりはじめている）。このため、コメ袋に卸商のロゴ・マークを刷り込んでの販売が1990年代末から頻繁に行われるようになった。顧客からの信頼獲得のためにも品質の維持が重要であり、買付け時には精米品質の確かな精米所が慎重に選択されるようになっている。

このように、長らく基本的食糧として位置づけられてきたコメにも、消費者の品質嗜好を反映する需要が出現しはじめ、それに対応する業者が生まれてきたところに、市場化後の民間コメ流通の特筆すべき変化が見いだせるのである。

第四には、コメの広域流通を支えたひとつの重要な要因として、運搬手段の変化、端的には水運から陸運への比重のシフトを指摘したい。従来、コメは船舶輸送ないし鉄道輸送されることが多かった。現在でも、デルタ産地からパコックなどの上ミャンマーの集積市場に直接送られる場合にはその大半、また、ヤンゴン向けにも約50%は水運に依存している。しかし、水運利用の絶対量は2001/02年度には、1980/81年度の10分の1、1990/91年度の5分の1程度までに低下した（Central Statistical Organization [2002]）²⁹⁾。それに代わって1990年代になって急増したのがトラック輸送である。これは、段階的に幹線道路整備が進められたことが大きく、総道路マイル数は1990/91～2000/01年度の11年間に約30%増加した（Central Statistical Organization [2002]）。また、同期間に大型（中古）トラック供給も約40%増加している。

いうまでもなく陸上輸送は運送時間を短縮する。たとえば、デルタからパコック向けに水運を利用した場合ゆうに1カ月はかかるが、トラック輸送ならば数日みておけばよい。運送時間の短縮には二つのメリットがある。ひとつは運送時のコメの品質劣化の軽減である。炎天下高温のもと1カ月かけて船で運搬すれば一定の品質劣化は免れないが、トラック輸送ならばそれを最小限に抑えられる。ふたつには商品回転の迅速化である。これはヤンゴン市場との取引に顕著な傾向だが、価格動向を見極めつつきめ細かな取引をして代金回収を速め、次の買付資金に充当する業者が増加している。この場合、

個別商人が取引量をいかに増やせるかは、商品の回転速度に依存する。したがって、トラック輸送の拡大は、広域流通を支えたのと同時に、市場取引量の増加を後押ししたといえる。

第五には、商人の資金調達、決済が、インフォーマルな性格のものから制度金融へのシフトを始めたという点である。従来、商人の多くは、資金調達にあたって知人・親戚などからのインフォーマルな融資に依存してきた。また決済の際にも専門業者を通じたホンディー²⁶⁾と呼ばれるインフォーマル送金システムが利用されるか、あるいは売り主が荷に同行して直接支払われることが多かった。しかしながら、1990年代初めの民間銀行の認可後、1997年までに20行の民間銀行が開設され、地方支店数も増加したことから、取引決済の際の銀行利用が飛躍的に増加した。また、商人に対し300万チャットを上限とする21日間の短期融資が行われた地域（パコック）もあり、商人の運転資金調達コストの削減に貢献した。ただし、2003年の金融危機（本書第3章参照）以降、大手上位行の閉鎖によって、融資、決済の利便性が著しく損なわれ、多くの商人が再びインフォーマル信用・決済への依存を高めざるをえず、この面での発展は後退を余儀なくされたことは否めない。

第六には、ヤンゴン市場を中心に、取引インフラの整備も進みつつあるという点である。1990年代に設立されたミャンマー米穀卸売業者協会がコメ取引センターの運営を担い、取引環境の改善や効率化促進の面で一定の役割を果たしている。コメ取引センターは入会金・会費などを支払えば誰にでも門戸が開かれており、その会員数は年々増加傾向にある（2002年時点で会員数は6000人）。毎朝500～600人が同センターを訪れ、商品サンプルを示しつつ相対取引が行われる。同センターは毎日の価格情報や入荷量を把握し、情報を米穀商、政府機関に開示している。

2. コメ民間流通の直面した問題

前項では、第1の自由化以後のコメ民間流通発展における順調な側面をみ

てきたが、その発展過程において問題がなかったわけではない。そして、そこにはコメ流通制度を貫く政策論理、すなわち低価格安定供給、が大きく影響を及ぼしていた。民間流通部門に求められたのはこの政策目標を脅かさないことであり、その帰結として民間部門の活動は供出米確保後の「残余」分、かつ国内取引に限定された。以下、精米業者、米穀商それぞれについて検討しよう。

(1) 精米業者

先に1990年代以降、小規模精米所が著しい勃興をみせたことを指摘したが、それとは対照的にじつは中規模、大規模精米所（精米能力1日当たり16トン以上）は淘汰された。表6にMAPT登録精米所数の変化を示す。これをみると、わずか2年の間に中・大規模精米所の数が大きく減少していることがわかる。たとえば、先に例にあげたトングワ郡の場合、中・大規模精米所は郡全体で13あったが、2000年時点で実際に稼働していたのは約半数の7であり、残りは廃業状態であった。

中・大規模精米所は植民地期ないし社会主義期に開設されたものが多い。

表6 MAPT登録の民間精米所

管区・州	1998/99	2000/01
エーヤーワディ	489 (47.2)	369 (53.7)
バゴ	208 (20.1)	133 (19.4)
ヤンゴン	123 (11.9)	69 (10.0)
モン	66 (6.4)	32 (4.7)
ヤカイン	5 (0.5)	4 (0.6)
サガイン	49 (4.7)	41 (6.0)
マンダレー	68 (6.6)	11 (1.6)
マグエ	6 (0.6)	0 (0.0)
カチン	8 (0.8)	10 (1.5)
タニンダーイー	2 (0.2)	2 (0.3)
カヤー	11 (1.1)	16 (2.3)
合計	1,035 (100.0)	687 (100.0)

(出所) MAPT 内部資料, Tin Htut Oo and Kudo eds. [2003: Annex 7]。

とりわけ植民地期に開設された精米所は世界有数を誇ったコメ輸出の一翼を担う主体だった。しかし、社会主義期にコメ流通の国家独占体制が確立するとともに、国有化は免れたものの供出米の精米を政府の規定価格で請け負う主体となったのである。このような中・大規模精米所も第1の自由化後、市場流通米の精米加工を手がけることが可能となったが、その後の事業展開は必ずしも容易ではなかった。事実、上述のトングワ郡の精米所廃業の理由の大半は不採算にあった。その理由は何か。

まず、第一に、中・大規模精米所に対する精米需要の減少である。既述の村落部における小規模精米所の急増が、中・大規模精米所の稼働率を低下させたのである。これは、第1の自由化の皮肉な結果ともいえる。従来、農村世帯の自家飯米は町に多く存在する中・大規模精米所でまとめて精米されることが多かったが、現在はほぼ村落内で処理されるようになった。また、エーヤーワディ管区のパテインやミャウンミャで顕著のように、広域流通を手がけるコメ卸商自身が精米所を開設することが増えてきたことも、その傾向に拍車をかけている。先に述べたように、ヤンゴン市場は価格変動が激しいことから、同市場と取引する場合商品発送のタイミングが利益に大きく影響する。仮に大規模精米所を利用して精米をする場合、ピーク時にはしばしば精米の順番待ちをせねばならず、販売の好機を逃すこともある。これを回避するために米穀商が自ら小規模精米所を開設しはじめたのである。中・大規模精米所のなかには、生き残り策として、従来の精米加工（custom milling）への特化をやめ、自ら粳米を購入し精米後市場で販売する（normal milling）ことで稼働率をあげようとするものも出現しはじめている。これも中・大規模精米所の苦しい立場を示している。

第二に、MAPT 精米の委託も中・大規模民間精米所にとってしばしば事業の障害となった。まず、既述の MAPT が設定する精米料の低さに問題がある。供出米精米に必要な労賃などは MAPT の負担であったにもかかわらず、採算が合わない場合が多かったとされる。加えて、煩雑な事務手続きや品質チェックなどの対応²⁰⁾に多くの労力を割かねばならないこと、精米機稼

働の自由度が制限されることも精米所を受託に対して消極的にさせた。さらには、MAPTが精米加工済み米の中長期にわたる保管を半ばなし崩し的に要求することも多く、市場向け精米用のスペース確保が困難になることもあった。MAPTの貯蔵面での民間依存率は籾米用、精米用とも統計上では10%以下にとどまっているが(岡本 [2004: 170])、実際にはこの数字よりも高かったとみてよかろう。表7に供出米精米を受託していた精米所数の変化を示したが、年々減少していることがわかる。これは供出米の精米受託を嫌う傾向がそのまま数字に表れていると解釈できよう²⁸。

上記が一般的傾向ではあったが、供出米精米にメリットを見いだす精米所も一部には存在した。ひとつの理由は、中・大規模精米所向けの民間精米需要が減少するなかで、予め一定量が見込める供出米の精米が、精米所の継続的稼働に有益であったからである。通年労働者を雇用する必要がある以上、稼働できないよりは良いという言うなれば消極的なスタンスである。別の理由は、精米設備の老朽化で市場向けの良質の精米は困難な場合でも、供出米には高い精米品質がそれほど求められなかったからである。すなわち、これらの精米所は経営拡大や精米品質向上志向が希薄であるがゆえに、供出米の

表7 供出米精米の受託精米所数

管区	1991/92	1995/96	1998/99	2000/01
エーヤーワディ	220	208	144	138
バゴ	173	136	100	51
ヤンゴン	75	61	49	38
モン	40	37	30	43
ヤカイン	19	15	12	0
サガイン	101	81	78	68
マングレー	56	66	38	39
マダエ	32	19	20	15
カチン	20	25	14	14
タニンダーイー	19	14	12	17
カイン	9	1	1	0
カヤー	1	1	1	0
合計	765	664	499	423

(出所) MAPT 内部資料, Tin Htut Oo and Kudo eds. [2003: Annex 5]。

精米加工を引き受けてきたにすぎない。廃業に追い込まれた中・大規模精米所の多くが、このような供出米精米を柱とした経営を行ってきた精米所だったということもある意味自然であろう。

第三に中・大規模精米所の決定的な足かせとなっているのが、設備の老朽化である。これらの精米所のエンジンなどの主要パーツには1930年代から1960年代のものが未だに使用されている。エーヤーワディ管区の中・大規模精米所（精米能力15トン以上）に対する筆者調査（2002年）によると、所有者の精米業参入が自由化後の場合でも、精米所を新規に建設するのではなく、エンジンなどの主要パーツの中古品を購入して建設するか、もしくは古い精米所ごと購入しているケースが多かった。調査対象の22人の精米業者のうち7人が新規参入者であったが、このうち新しく精米所を建設したのは2人のみで残りは中古精米所を購入していた。中古精米所の場合、概して精米機械の痛みも激しく、維持費用が高む。しかし、これら中・大規模精米所に供出米の精米加工を依存しているにもかかわらず、精米効率向上に対する政府支援は一度も行われたことはない²⁹。そのようななかで、中・低級米中心の国内市場構造のもとでは、老朽化に対応する設備投資は採算に合わないとの見方が大方であった。加えて、ボイラー・エンジンをやめ電化を図ろうにも慢性的電力不足から稼働率が極端に落ちることは避けられず、また良質で安価なスベア・パーツの国内供給がきわめて限られていることも投資意欲をいっそう減退させた。これら精米業者の多くに、民間輸出が解禁され高品質米市場が拡大すれば新規設備投資の用意があったことは、国内市場に全面的に依存せざるをえない閉塞状況が中・大規模精米所の経営展望を狭めてきたことを端的に示している。

(2) 米穀商

通常時のコメの国内取引に関してはほぼ自由な取引環境が整ったことはすでに述べたとおりである。この新たな市場環境が米穀商の活発な新規参入を促したことは間違いのないであろう。しかし、それは政府の米穀政策を脅かさ

ないかぎりにおいて、という条件を満たす場合に限られた。ここに、第1の自由化の性格が強く表出しており、米穀商は政府介入から完全に自由ではなかったのである。政府介入を強く受ける局面として、以下の三つがあげられる。

第一には辺境地域へのコメ移出時である。既述のように、広域流通に公的な規制はなくなった。しかし、辺境地域への移出は例外である。ここでの辺境地域とはシャン、タニンダーイー、チン、ヤカイン州など隣国と国境を接する地域を指している。これらの地域への移出には、地方当局（州・管区平和発展評議会〈State・Division Peace and Development Council〉）の許可が必要で、地域によっては毎月の移出入許可量が設定されている³⁰。その移出規制の目的は、いうまでもなく、国内米価の低位安定である。すなわち、国内米価が国際米価を大きく下回る状況下で、国境を接するタイ、中国、インド、バングラデシュにコメが大量に移出されれば、国内米価の上昇は避けられない。そこで、数量規制を柱とする移出規制を厳然と行っているのである。この移出規制は、本来コメ不足地域である辺境地域の住民に中心部よりも割高なコメを消費させるひとつの要因にもなっている³¹。それにもかかわらず、辺境地域へのコメ移出に政府が神経をとがらすのは、国内市場全体の米価の低位安定を何よりも優先するからにほかならない。

第二には供出量が計画を下回った場合である。通常年でも供出義務を未履行の農家からのコメ購入は禁止という不文律が存在したが、とくに供出目標達成が芳しくない年にはコメ移出の全面禁止措置がとられることも珍しくなかった。上述の辺境地域への移出も、供出時期には移出がいつそう厳しく制限される傾向があった。

第三には米価高騰時である。政府は、コメ取引を民間部門に完全に委ねることに対して強い警戒感をもっている。これは、政権上層部内に根強く共有される商人性悪説に基づくもので³²、米価高騰の責任は概して民間商人に帰せられる³³。米価上昇が著しいと当局が判断した場合、地方レベルや都市レベルで軍情報局などによって商人などへの聞き込みが一斉に始まる。ある極

端な事例をあげるならば、米価高騰が著しかった2002年8月、ヤンゴンのバインナウン市場の米穀商は、貧困層への配給用として市場価格より安い価格(50キログラム入り1袋500チャット安)でのコメ販売を政府から求められた。さらに、後日確保量が不十分として、前回対象から外れた米穀商が今度はコメ1.5トン程度の無償提供を求められた。当時の市場米価を用いて計算するならば、15万チャットを突然没収された結果となったのである。ミャンマーのコメ流通は、他の農産物に比して、政府介入に突然晒されるリスクが格段に高いものなのである。ある米穀商の言葉を借りるならば、「儲けるためにコメ取引をするな、儲けたいのならば他の商売を」³⁴⁾という政府の姿勢が不変であるがために、こうした介入に甘んじなければいけないというのが米穀商のおかれてきた立場であった。

第3節 第2の自由化の内容と意義

2003年の第2の自由化は、特定グループに対するコメ配給制度および農家供出制度の撤廃という国内流通の完全自由化を達成した。それにともない、供出・配給の中心機関であったMAPTも役割を失い、人員削減や、所有精米所の民間払い下げも開始されたという。

第1の自由化同様、第2の自由化の実施過程にも紆余曲折があった。当初、農家供出制度は廃止するが、特定グループ向けコメ配給制度は、米穀商から配給米を市場価格で調達する形で継続されることになっていた。ところが、本格的な調達の直前になって市場価格での調達は財政的に難しいとして、2004年初めに突如コメ配給制度の廃止とそれ相当分の現金化(1律5000チャット³⁵⁾)が決定された。

最初の改革案では、民間輸出解禁もその改革の柱となっていた。これは、政府が設定する枠内で輸出ライセンスを民間業者に発給し、輸出で得られた外貨収入を政府と民間で折半し(10%の輸出税を控除した残り、すなわち45%

ずつ)、政府は45%相当のコメ輸出にかかったコストを現地通貨で支払うという内容のものであった。この自由化発表後、50万トン相当の輸出ライセンスが発給され、このうち27万トン程度が輸出された。しかし、コメ配給制度の廃止と同時に、この民間輸出は凍結されたのである。

この自由化の当初の目的は、端的にいて政府の外貨獲得拡大にあったと考える。1990年代末以降、政府が供出量の増加を通じて輸出拡大を試みた可能性を指摘したが、実際には供出米の品質や MAPT の限定された販路の問題から思惑どおりに進まなかった可能性が高い。そこで、民間部門をうまく活用⁶⁶⁾して輸出を増やし、その過程で政府外貨収入増を図るという案が浮上したのではないかと考えられるのである。

その背景には、コメの国内市場供給を通じた価格安定がある程度可能となったとの判断があったのではなからうか。政府の1990年代を通じた増産政策のもとで、米作の収益性は著しく悪化しながらも生産量は増加し、国内市場供給量も増加した。2000年から2001年にかけての米価暴落はそれが端的に現れた現象であった。2002年には米価は再び急上昇をしたが、これは2000～01年の米価暴落が農家の生産意欲を極度に削いだことや天候による不作の影響による市場供給量の一時的な減少とみられる。2003年までには上昇は止まり、米価は安定しはじめていた。このような米価動向を受けて、政府はコメ輸出規制を緩和する条件が整ったとみた可能性が高い。

ところが、コメの現物配給の廃止とその相当分の現金化が決定されたことが、輸出自由化に影響を与えた。すなわち、現金化した場合、米価動向によっては公務員・軍部の強い反発を招くことが予想された。実際に、本格的な輸出開始を控えて米価上昇の兆候がみられたことから、政府は民間輸出の凍結を決断したとみられる⁶⁷⁾。なし崩し的に改革案に修正が加えられるなかで、最終的には、外貨獲得を退ける形で、低米価安定供給を最優先するという政策論理が貫かれたのである⁶⁸⁾。

一方、供出制度の廃止は、その維持に必要なトータル・コストに見合うだけのメリットを生みださなくなったことが大きいであろう。間接的には上述

の生産量増大による市場米価の低落傾向が影響したといえる。市場米価の抑制によって米作の収益性が著しく悪化しているなかで、それよりさらに低価格で集荷する供出制度の維持にはかなりの行政圧力を要するようになっていた。また、MAPTの財政赤字も1990年代末以降、再び拡大する傾向にあった⁽⁴⁾。その意味で、社会主義期末期に似たような状況が生まれつつあったのである。しかし、そのような多大な努力を払って集められたコメは、もはやその低品質がゆえに受給者にさほど大きなメリットのあるものではなく、かつ輸出増のネックともなっていたのである。最終的には、コメ配給そのものが全廃されたことで、その必要性は完全に喪失したのであった。

第2の自由化による、国内流通の完全自由化の意義は大きい。とりわけ、供出制度の廃止によって、以下の三つの効果が期待される。第一に生産面においては、米作収益の改善とコメ生産の品質向上意識の改善である。適正な市場価格の享受によって米作収益、農家所得は改善する。自給用米生産が中心の稲作限界地域においては、農家の市場購入量の減少につながる。一方、余剰生産が可能な農家の市場販売量は10～20%の増加が見込まれ、供出のためのコメ生産から市場のためのコメ生産へ完全にシフトすることで、生産局面でのコメの品質向上意識が高まることも期待される。第二に流通面においては、予期しない政府介入の局面のひとつが減ったことを意味し、民間流通業者の取引コストが軽減される。第三には、コメ流通全体に関わる制度的非効率性の解消である。すなわち、汚職の温床であり、さまざまな政治・経済的取引コストを生んできた同制度の撤廃は、経済制度全体としての効率性の向上にもつながるはずである。

しかし、もうひとつの第2の自由化の顛末、すなわちコメ民間輸出の凍結は、中長期的な観点からみた場合、コメ流通部門の発展にとって大きな痛手となったといえる。輸出解禁に多大な期待を寄せていた米穀業者の落胆は大きかった。20を超える輸出会社が設立され、輸出準備に奔走していたにもかかわらず、まさにすべてが絵に描いた餅に終わってしまった。禁止から1年経過後も輸出は解禁されず、第2の自由化を主導していた委員会(The

Myanmar Rice Trading Leading Committee) の実質的な活動も停止したといわれる。朝令暮改的な政策対応がコメ流通に携わる民間業者の政府不信をますます募らせ、設備投資や取引拡大に対してリスク回避的な行動を促し、流通業者の経営展望をきわめて暗いものとしたことは否めない。

むすびに

市場経済化以降のミャンマーのコメ流通制度の基底には、社会主義期に引き続き、政情安定のための低米価安定供給という大目標が存在しつづけたと結論づけられる。社会主義期のコメ全量管理体制から第1の自由化、さらには第2の自由化への移行は、この大目標を達成するための、その時々を経済政治情勢に応じた制度転換であったとみてよからう。そして、それは結果的には米価統制メカニズムの段階的緩和であった。

社会主義期のコメの全量管理体制が破綻した大きな理由は、そこで生じたコメ生産力低下や財政難が、全国民を対象とする低米価配給の維持を困難にするという制度矛盾を生んだ点にあった。それは、政情不安を回避すべく導入された流通制度が、結果的には農村部における社会不安を生むに至った事実にも端的に現れている。

そして、第1の自由化では、民主化運動という大きな政治変動がその制度内容を大きく規定した。政権基盤として重要であった軍人・公務員に対するコメ配給の継続は不可欠との判断から、もっとも確実な配給米の確保手段として、供出制度が復活された。配給対象から外れた一般消費者に対しては、コメ輸出の国家独占の継続によって輸出量をコントロールし、国際価格よりもはるかに低い米価を実現させる体制をとった。そして、この制度を通じて低米価安定供給が概ね達成されたがゆえに、公的流通制度が内包した、農家厚生への悪影響、コメ品質問題などに直接政府が目をつけることはなかった。そして、突発的な米価高騰時に顕著であったように、低米価が脅かされると

判断された場合には、政治圧力を用いて民間部門の活動を規制し、また同時に民間部門に多くを依存する体質が温存された。自由化後の流通政策には、民間部門の発展を促すという視点は完全に欠落していたのである。

第2の自由化は、一定のコメ国内市場の安定を背景に、コメ輸出増による外貨獲得拡大と同時に、すでに所期の目的を果たさず弊害が目立つようになった供出制度の廃止を打ち出したものであった。しかし、最終的には、特定グループを含む一般消費者への低米価安定供給が優先され、輸出解禁は見送られた。第2の自由化は、結果的に、供出制度と輸出規制の二つを低米価安定供給達成の手段とする体制から、輸出コントロールのみを手段とする体制への移行であったと位置づけられる。

一方、民間流通部門は、低米価安定供給を脅かさないことを条件に、公的流通部門の残余の領域でのみ発展が許されるという、その政策論理から必然的に生じる構造のなかで展開した。その過程において、民間流通部門が自律的な発展を遂げてきたことも事実である。政府のコメ増産政策と政府供出の削減の結果、市場流通量全体が増大し、それに呼応した流通業者の参入が活発に行われた。流通の効率化に不可欠なインフラ、たとえば運送、市場、金融などの面でも一定の改善がみられたことで広域流通が成立し、民間流通部門は拡大・発展していった。それは、いかに小さくとも商機があれば逃さないという、社会主義期には発現の機会が最小限に抑えられた民間部門の潜在意欲が顕在化したものとも捉えられる。米穀政策に正面から抵触することを避けながら、経営拡大の知恵を絞ってきたのが1990年代を生き残った米穀業者といえるだろう。

しかし、国内コメ市場の飽和状態が顕著になりつつあった1990年代末以降、民間流通部門の発展も大きな岐路に立ったといえる。とくに、中・大規模精米業者の問題にこの点がもっとも凝縮されて現れている。設備の老朽化が進む一方で、低・中級米中心の国内市場構造であるがゆえに新規設備投資には消極的にならざるをえない。その低・中級米の精米需要すらも村落に乱立気味の小規模精米所に押され気味で減少している。このため、中・大規模精米

所は苦しい経営のジレンマに陥ったのである。

コメ民間流通部門は、現在のミャンマーにおいて農村部に基盤をおく数少ない商業・加工部門といってよい。隣国タイでは、精米業者が輸出業に転身し、その資本蓄積を活かして異分野に事業拡大、成功を収めるということがみられた(白井・三島編 [1994: 98])。ミャンマーにおいてもコメ民間業者が同様の経路をたどる可能性もあったはずである。しかし、現実には、近い将来、コメ民間輸出が本格的に解禁される可能性はかなり低いといわねばならない。仮に国民の支持基盤をもたない現在の政治体制が続くならば、政治安定のための低米価維持という政策論理が抜本的に変わることは考えにくい。とするならば、コメ輸出の国家独占のみが低米価安定供給達成に残された直接的な政策手段となった現在、政府は思い切った統制緩和には二の足を踏みつづけるであろう。その結果、ミャンマーのコメ民間流通部門は中・低級米の国内市場に限定された閉塞状況に当面直面しなければならず、その発展の潜在力の開花は再び遠のいたといえるのである。

[注] _____

- (1) 本章でのコメは粳米、精米の両方を指す。分けて議論する必要がある場合はそれぞれ粳米、精米と明示する。
- (2) 農産物流通に係わる国家機関は幾度も再編や改名が行われている。MAPTは1989年に農産物交易公社(Agricultural Farm Produce Trading Corporation: AFPTC)が改組されたものである。詳しくは、岡本 [1993] を参照。
- (3) 1994年頃まで、協同組合などを通じてコメ不足地域などを中心に特定グループ以外の消費者に対しても配給は行われたが、それはごく少量にとどまった(Tin Soe [1994])。
- (4) MAPT 内部資料に基づく。
- (5) 以下は、農業灌漑省農業計画局スタッフからの聞き取り。米作農家は対象外ではあったが、3エーカー未満の農家は配給対象であったという。配給は初期には人民商店、その後消費者協同組合を通じて実施された。また、加えて、公務員などが特定の国家プロジェクトなどにかかわる場合には、別途「プロジェクト米」という名のコメ配給があったという。
- (6) Saito and Lee Kin Kiong [1999: 99]。なお、配給価格はコメ不足・余剰地域によって異なったが、たとえばマンダレーとヤンゴンの価格差は10%となっ

ており (MAPT [2003: 222-225]), 現在の両地域の市場価格の差は30~80% (岡本 [2005: 174]) であることから, 不足地域にかなり配慮した価格設定であったといえる。

- (7) Central Statistical Organization [various issues (monthly)] および, MAPT [2003: 260] から計算。
- (8) たとえば, 財源に余裕のある省庁は独自に補助を行った。また, 米価高騰と政治的な緊張が高まった1996年には全公務員に対して無料配給が実施された (Mya Maung [1998: 113])。
- (9) ただし, これはコメだけを対象とした数字ではない。ただ, コメ配給量の圧倒的なシェアからして, コメ配給の増減が収支の増減に大きく影響していることは間違いない。また, Tin Soe [1994: 21] は財政赤字全体としては, 1978/79年度~1986/87年度の9年間に供出・配給にかかわる赤字額は5倍になったと述べている。
- (10) 社会主義期の供出制度に関しては, 斎藤 [1979], 高橋 [1992], Tin Soe and Fisher [1990] などを参照。
- (11) 1987年9月30日付け閣僚評議会通達および1987年10月19日付け閣僚評議会布告。
- (12) ただし, 別のMAPT内部資料によると, 1990年代半ば, とくに1990年代末から再び赤字が拡大しているようである。仮説的には, この増加は主として供出量の増加によるのではないかと考えるが, 本章では, この財政赤字の原因や規模を本格的に論じる十分な材料がないため, 今後の課題としたい。
- (13) ただし, この供出代金の前払いが, 田植え労賃など耕作資金を多く要する時期に行われたことから, 一定の信用機能を果たしたのも確かであろう (藤田 [2003])。しかし, 後にみるように, 2003/04年度の供出制度撤廃によってこの前払いもなくなったわけだが, それに対する農家の不満はほとんど聞かれない。信用という形のメリットよりも, 供出制度全体がもつデメリットのほうが大きかったということであろう。
- (14) たとえば, 余剰地域の供出量が1エーカー当たり10~12バスケットに対して不足地域は4~7バスケットと低く設定された。
- (15) 収穫シーズン前に各郡に買上げ遂行のための特別委員会が設置された。同委員会は郡平和評議会議長が長, MAPT職員が書記を務め, 農業灌漑省などの関連各省庁の出先機関の長も委員に名を連ねる。
- (16) 2002年1月エーヤーワディ管区ミャウンミャのMAPT精米所でのヒヤリング。
- (17) むろん, 社会主義期も豊かな層は闇市場で購入したコメを消費したと考えられる。しかし, 本章と同じ手法で市場流通量を推計した場合, 強制供出制度が吸収していた量は販売余剰すべてにとどまらず, 自家消費分にも及んで

いた可能性が示唆される。したがって、この期間の閩米流通量は非常に限定されており、配給米の大半は実際に消費されていたとみられる。

- (18) 1990年代のコメ増産政策に関しては本書第5章、高橋 [2000]、藤田 [2003]、栗田ほか [2004]などを参照。
- (19) なお、この推計は公式統計を用いている点には若干注意する必要がある。藤田が指摘しているように（藤田 [2003: 310]）、少なくともここ近年に関しては収量の上方バイアスが存在する可能性がある。この生産量統計においては1995～96年以降平均収量60～65バスケット前後が想定されている（Central Statistical Organization [2002]）。しかしながら、これまでの筆者調査によれば、雨期米の平均収量は50バスケット前後の地域が多い。したがって、生産量を仮に公式統計の20%減で計算した場合、たとえば2000/01年度の市場流通量は46%ではなく、27%となる。ただし、これは自家消費量を成人、小人の区別なしで推計したものであることから、実際には自家消費量もここで示した数値より少ない可能性もある。したがって、当該年に関しては、27%から46%の間にあったとみてよかろう。
- (20) 下ミャンマー、上ミャンマーという呼称は植民地時代の地理的行政概念として用いられはじめた。もともと存在していたエーヤーワディ川領域を上流と下流に分ける概念に端を発するものである。バゴー管区とマグエ管区がその境とされる。詳しくは伊東 [1994: 43-45] 参照。
- (21) 1999年の筆者調査に基づく。
- (22) 2002～03年の筆者調査に基づく。
- (23) 植民地期にはコメは生産者レベルでは育成期間に応じて3種に分類されていた（Kaukkyi, Kauklat, Kaukyin〈晩生種、中生種、早生種〉）。精米業者、コメ商人は、多種多様の品種を扱うため取引上の利便性から米粒の形状（幅、長さ）による分類方法（エマタ〈Emata〉、ガセイン〈Ngasein〉、ミドン〈Midon〉、レツユエズイン〈Letywezin〉、ビヤツ〈Byat〉）を採用した（Cheng [1968: 36-39]、DOA [1936: 12-14]、MOAI [2004: 46]）。長らくこの分類は不変だったが、1970年代後半の高収量品種導入後、生産者レベルでは個別品種名が根付くようになったとみられる。しかし、政府供出は形状別分類で実施されてきたため、生産者統計では形状別分類が用いられてきた。
- (24) ここまで細かい価格づけではないが、市場で需要の多い品種、たとえば上ミャンマーでとくに好まれるシュエポー産のマノトゥカ（シュエポーマノー、形態別にはレツユエズイン）、シャン州に需要があるインマイエポー（形状別ではエマタ）なども形状別ではなく、個別品種名での価格設定が行われている。
- (25) 2002年の平均値（MOAI [various issues (monthly)]）では、ヤンゴン入荷量の約21%がバイナウン市場向けのトラック輸送となっている。残り79%

が船舶輸送による。このうち、主としてデルタ地域から入荷するラマドウ・ボーダタウン地区が50%を占める。ラマドウ・ボーダタウン地区に船で入荷したコメは、多くの卸商が店舗を構えるバインナウン市場まで再びトラックで輸送されることも多い。このため、デルタ内の道路整備が進むにつれて、二度手間を避けるために陸路輸送を選択するケースが増えてきている。

- (26) たとえば、コメの代金が1万チャットとする。この代金を直接売り手に支払うのではなく、買い手の地域のホンディー業者に支払う。売り手の地域のホンディー業者は、買い手地域のホンディー業者から入金の確認の連絡を受けた段階で、売り手に1万チャットを支払う。売り手にホンディー業者が支払いで使う1万チャットは、他の商人間の取引で生じた決済金である。すなわち、なんらかの商品（コメとは限らない）の取引が売り手・買い手が居住する二つの地域で双方向に行われていることが前提となる。
- (27) たとえば、破碎米比率25%というスペックでの契約にもかかわらず、品質チェック段階になって突然15%と同等の水準を要求されることもあったという。
- (28) ただし、2001/02年度はやや特殊な年であった。MAPTがコメ輸出を急増し、大量の精米加工の民間委託が必要となったため、輸出米の精米料を市場相場に近い1バスケット当たり30チャットに急遽引き上げた。このため、過去一度も供出米精米を受託したことのない民間精米所も率先して引き受けたという。一方で、同年は供出米精米を拒否する場合、精米ライセンスの剥奪を通達した地域も多い。アメとムチを使いながら、供出米精米を民間精米業者に強要したのである。
- (29) 軍政移行以前は、アジア開発銀行などから民間精米所に対する融資が実施されたことはある。
- (30) たとえばタニンダーイーのコメ卸商がヤンゴンからコメを仕入れる場合、タニンダーイー管区平和発展評議会に仕入量を毎月申請する必要があった。同時に送り手のヤンゴンの卸商も送荷の際にヤンゴン管区平和発展評議会の許可をとらねばならない。シャン州北部においては、移入元のシャン州のコメ商人がマングレー管区平和発展評議会に移入量を申請する必要があった。西の辺境であるチン州への移出では、移入先と移出元の両方の平和発展評議会の許可取得が義務づけられていた。ヤカイン州内でもバングラデシュに接する北部2郡への移出に強い規制がかけられていた。以上は、筆者調査（2001～03年）に基づく。
- (31) 2001年の筆者調査によれば、辺境地域の小売米価は10～20%程度高かった。
- (32) 菊池 [1998] は、商人が生産者、消費者を搾取しているという商人性悪説に基づく市場観がいまだ根強いことを指摘している。また、そこに政府は市場への介入強化を正当化する理由を求めている。ミャンマーの事例はその典

型として位置づけられるだろう。

- (33) キンニョン前首相（当時第一書記）の、2002年3月のコメ卸売協会の年次総会での演説をやや長くなるが紹介しよう（*New Light of Myanmar*, 2002年3月24日）。SPDC 政権のコメ流通に関する見方が端的に現されている。「……またミャンマーでは中央政府から地方政府に対して、コメの輸送の自由を確保するとともに精米所などを閉鎖しないよう指令が出されているため、コメ不足や輸出によって米価が上昇するおそれはないはずである。コメは国民の主食であると同時に国民経済の中心であることから、米価は安定される必要がある。しかし、今年（2002年—引用者注）2月に米価は不安定になった。これは一部の地域で民間の精米業者がコメを出荷せずに貯蔵していること、市場価格操作を行っていること、政府が輸出米を買い上げるとの噂が流れたこと、コメ取引業者以外の者によるコメの貯蔵などが原因である。また、一部では、単なる商取引とは思われないコメの売買も行われている。米価の不安定化と高騰はしばしば悪質な煽動によって引き起こる。米価の安定は国民の衣食住、ひいては国家の安定に直結していることから、悪質なコメ取引業者によって国家経済が破綻する危険性が常に存在していると思われる。加えてミャンマーではコメ市場が不安定になると、常に一部の取引業者が国家や国民の利益をまったく顧みずに、コメ、食用油、金、銀などの暴騰を利用して私腹を肥やしている。このような価格操作を行うことは、一般民衆、貧しい労働者や公務員・軍人に耐え難い負担を強いる有害な行為であり、許してはならない。」
- (34) 2002年8月のヤンゴンのコメ卸商とのインタビュー。
- (35) 2004年1月の市場米価（エマタ種）で換算すると、16ピー（33.6キログラム）程度になる。したがって、第2節で述べた公務員1人当たりの配給量（12ピー）よりもこの時点では多いことになる。しかし、1月は通常米価がもっとも低い時期にあたり、端境期の価格を保障するものではないこと、あわせてコメ配給の廃止にともなってその他各省庁が独自に行っていた現物支給（食用油、卵など）も廃止されたことによって、実質的な賃金切り下げとの受け止め方も一部にはあった。
- (36) この自由化を主導したコメ流通指導委員会に民間精米業者・米穀業者をメンバーに加えたことから民間部門をうまく巻き込んだの外貨収入拡大策であったといえる。市場化後もあらゆる経済政策が上意下達で実施されているミャンマーにおいては、これ自体きわめて画期的なことであった。
- (37) コメだけでなく、トウガラシ、タマネギ、メイズ、ゴマの輸出も同時に禁止された。いずれも国内供給優先という政策志向に基づくものである。
- (38) ただし、国軍向け（家族は含まない）のコメは別途調達されている。2003/04年度は各軍管区が産地商人に割り当てる形で調達された。もはや中央の行政組織の関知しないところでコメ調達が実施される形となったわけだが、

ここでも民間への強制力をちらつかせながら依存しようという姿勢がうかがえる。

(39) 注(12)参照。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 伊東利勝 [1994] 「風土と地理」(綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいミャンマー』第2版, 弘文堂)。
- 白井晋・三島徳三編 [1994] 『米流通・管理制度の比較研究 [韓国・タイ・日本]』北海道大学図書刊行会。
- 岡本郁子 [1993] 「ミャンマーにおける米『流通自由化』」(『アジアトレンド』第64号, 98~114ページ)。
- [2001] 「農産物流通自由化と農村部における流通システムの形成—ミャンマー・リョクトウ産地の事例から—」(『アジア経済』第42巻第10号, 2~36ページ)。
- [2004] 「ミャンマーにおけるコメ流通システム—市場経済移行下の実態と変容—」(藤田幸一編『市場経済移行下のミャンマー—その発展過程および現状—』アジア経済研究所)。
- 河田直美 [1988] 「ビルマの米事情」(『国際農林業協力情報』Vol.11, No. 1, 1~10ページ)。
- 菊池真夫 [1998] 「フィリピンにおける米の流通市場—ラグナ州の農村調査から—」(山本裕美編『経済改革下のアジア農業と経済発展』アジア経済研究所)。
- 栗田匡相・岡本郁子・黒崎卓・藤田幸一 [2004] 「ミャンマーにおける米増産至上政策と農村経済—8カ村家計調査データによる所得分析を中心に—」(『アジア経済』第45巻第8号, 2~37ページ)。
- 斎藤照子 [1979] 「ビルマの粳米供出制度と農家経済—チュンガレー村の事例—」(『アジア経済』第20巻第6号, 2~25ページ)。
- 高橋昭雄 [1992] 『ビルマ・デルタの米作村—「社会主義」体制下の農村経済—』(アジア経済研究所)。
- [1988] 「ビルマ—衰退する米輸出からの財政収入—」(小倉武一監修, 小島麗逸編『第三世界の農業政策—保護と財政—』アジア経済研究所)。
- [2000] 『現代ミャンマーの農村経済—移行経済下の農民と非農民—』東京大学出版会)。
- 辻井博 [1988] 『世界コメ戦争—ねらわれる日本市場—』家の光協会。
- 藤田幸一 [2003] 「90年代ミャンマーの稲二期作化と農業政策・農村金融—イラワ

ジ管区一農村調査事例を中心に—」（『経済研究』第54巻第4号，300～314ページ）。

〈外国語文献〉

- Central Statistical Organization [various years] *Statistical Yearbook*, Yangon.
- [various issues (monthly)] *Monthly Economic Indicators*, Yangon.
- Cheng Siok-Hwa [1968] *The Rice Industry of Burma 1852-1940*, University of Malaya Press.
- Department of Agriculture, Burma (DOA) [1936] *Markets Section Survey No.9 RICE*, Superintendent, Government, Printing and Stationary.
- Ko Ko Gyi [1994] *Public and Private Marketing Channels for Food Grains Situation and Improvements Needed*, Paper presented at the FAO/AFMA/Myanmar Training Workshop: 21-25 Nov.
- Ministry of Agriculture and Irrigation (MOAI) [various issues (monthly)] *Marketing Information Service, Monthly Price Bulletin*, Yangon.
- [2000] *Agricultural Marketing in Myanmar*, Market Information Service Project TCP/MYA/8821, Yangon.
- [2001] *Myanmar Agricultural Statistics (1989-90 to 1999-2000)*, Yangon.
- [2004] *Rice Varieties in Myanmar*, Yangon.
- Ministry of National Planning and Economic Development [various years] *Review of the Financial, Economic and Social Conditions*, Yangon.
- Mya Maung [1998] *The Burma Road to Capitalism Economic Growth versus Democracy*, London: Praeger.
- Myanmar Agricultural Produce Trading (MAPT) [1991] *MAPT in Figures* (in Burmese).
- [1995] *Country Paper on Developing Marketing Laws, Rules and regulations, Institutions and Services to Promote Private and Co-operative Grain Marketing in Myanmar*, Paper presented for FAO/AFMA Training Workshop: 25-31 May.
- [2003] *History of Rice Marketing in Myanmar* (in Burmese).
- Mya Than and Nobuyoshi Nishizawa [1990] “Agricultural Policy Reforms and Agricultural Development in Myanmar,” in Mya Than and Joseph L. H. Tan eds., *Myanmar Dilemmas and Options*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Saito, Teruko and Lee Kin Kiong [1999] *Statistics on the Burmese Economy: The 19th and 20th Centuries*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Thein Myint [1997] *Country Paper on International Agricultural Marketing*, Paper presented at the Seminar on International Agricultural Marketing: 25-29 August.

- Tin Htut Oo and Kudo Toshihiro eds. [2003] *Agro-based Industry in Myanmar: Prospects and Challenges*, Chiba: Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization.
- Tin Soe [1994] *Policies and Institutions Related to Grain Trade: Problems and Prospect both in the Short-run and the Medium Term*, Paper presented at the Training Seminar of Developing an Efficient Marketing System for Food Grains Yangon 21-25 Nov.
- Tin Soe and Brian S. Fisher [1990] "An Economic Analysis of Burmese Rice Policies," in Mya Than and Joseph L. H. Tan eds., *Myanmar Dilemmas and Options*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.